

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩など9種類の物質(12物質)について講じた措置について

1. 政令の主な改正点

(1) 第一種特定化学物質の追加

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(以下「化審法施行令」という。)を改正し、新たにストックホルム条約の対象となった以下の12物質を第一種特定化学物質に追加した。(平成22年4月1日施行)

ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)
ペンタクロロベンゼン
r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロ
ヘキサン(別名 -ヘキサクロロシクロヘキサン)
r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロ
ヘキサン(別名 -ヘキサクロロシクロヘキサン)
r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロ
ヘキサン(別名 -ヘキサクロロシクロヘキサン)
デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0.2, 6.0.3, 9.0.4, 8]
デカン-5-オン(別名クロルデコン)
ヘキサブロモビフェニル
テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエー
テル)
ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジフェニルエー
テル)
ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジフェニルエー
テル)
ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエー
テル)

(2) 第一種特定化学物質が使用された輸入禁止製品の追加

化審法施行令を改正し、PFOS 又はその塩、テトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテルが使用されている以下の 14 製品を輸入禁止製品に追加した。(平成 22 年 5 月 1 日施行)

< PFOS 又はその塩が使用されている製品 >

航空機用の作動油
糸を紡ぐために使用する油剤
金属の加工に使用するエッチング剤
半導体(無線機器が 3 メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。)の製造に使用するエッチング剤
メッキ用の表面処理剤又はその調整添加剤
半導体の製造に使用する反射防止剤
研磨剤
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。)
印画紙

< テトラプロモジフェニルエーテルが使用されている製品 >

塗料
接着剤

< ペンタプロモジフェニルエーテルが使用されている製品 >

塗料
接着剤

(3) 第一種特定化学物質を使用できる用途の指定

化審法施行令を改正し、代替が困難であり、人の健康や動植物の生育等に被害を生ずるおそれがないことから、例外的に第一種特定化学物質の使用を限定的に認める用途として、PFOS 又はその塩を使用する以下の 3 用途を指定した。(平成 22 年 4 月 1 日施行)

エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が 3 メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)の製造
半導体用のレジストの製造
業務用写真フィルムの製造

(4) 基準適合義務及び表示義務が課せられる製品の指定

化審法施行令を改正し、第一種特定化学物質の例外的な使用による環境汚染を防止するために、基準適合義務及び表示義務が課せられる製品として、P F O S 又はその塩の使用を限定的に認めた以下の3製品を指定する。加えて、過去にP F O S 又はその塩を使用した製品で現在も大量に備置されており、直ちに代替することが困難な以下の1製品を当分の間、指定する。

(平成22年10月1日施行)

エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)

半導体用のレジスト

業務用写真フィルム

消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤(当分の間)

2. 新たに制定された主な省令等

(1) P F O S 又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表P F O S 又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令

新たに省令を制定し、以下に示すP F O S 又はその塩及びP F O S 又はその塩の使用を限定的に認めた3製品について、取扱事業者が遵守すべき技術上の基準を定めた。(平成22年10月1日施行予定)

P F O S 又はその塩

エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)

半導体用のレジスト

業務用写真フィルム

(2) P F O S 又はその塩の項第 4 号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

新たに省令を制定し、以下に示す過去に P F O S 又はその塩を使用した製品で現在も大量に備置されており、直ちに代替することが困難な 1 製品について、取扱事業者が遵守すべき技術上の基準を定めた。

(平成 22 年 10 月 1 日施行予定)

消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

(3) P F O S 又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の規定により読み替えて適用する同令第 3 条の 3 の表 P F O S 又はその塩の項第 1 号から第 4 号までに規定する製品で P F O S 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

新たに省令を制定し、以下に示す P F O S 又はその塩、P F O S 又はその塩の使用を限定的に認めた 3 製品及び過去に P F O S 又はその塩を使用した製品で現在も大量に備置されており、直ちに代替することが困難な 1 製品について、容器等に表示すべき事項を定めた。(平成 22 年 10 月 1 日施行予定)

P F O S 又はその塩

エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が 3 メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)

半導体用のレジスト

業務用写真フィルム

消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤